

特定業務（随意契約）状況表

【令和5年5月分】

No.	業務名	業務内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由	所管課
1	公会計管理業務委託	令和4年度公会計に係る委託業務	令和5年5月24日 ～ 令和6年3月31日 (令和5年5月23日)	札幌市中央区北6条西24丁目1番30号 株式会社 吉岡経営センター 代表取締役 吉岡 高広	528,000円	本件の公会計に係るシステムは、当該業者が平成23年度に構築した固定資産台帳システムと一体となっており、当該業者以外に委託すると高価になるため。 (施行令第167条の2第1項第7号／取扱規程第2条(3)該当)	総務課
2	十勝岳火山砂防情報センターWi-Fi整備工事	管内Wi-Fi整備	令和5年5月24日 ～ 令和5年11月30日 (令和5年5月24日)	野付郡別海町別海旭町48番地1 株式会社 オーレンス 代表取締役 廣島 勝洋	1,705,000円	本委託工事は、美瑛町フリーWi-Fiの導入・設定を行っており、拠点を増やす工事であるため、他社が当該工事を実施することは適当でない工事であるため。 (施行令第167条の2第1項第2号／取扱規程第2条(3)該当)	総務課
3	ドローン操縦訓練講習委託業務	空撮機操作訓練講習サポート	令和5年5月24日 ～ 令和6年3月31日 (令和5年5月24日)	旭川市永山4条2丁目3番10号 株式会社 ネクス光洋 代表取締役 寺林 修	396,000	本委託業務は、町所有の空撮機(Sky Ranger)の操縦方法を職員に対して講習するものである。そのため、本機の取り扱いを熟知していることが必要であり、本機の取り扱いが可能となる唯一の業者であるため、他社が当該業務を実施することは適当でない業務であるため。 (施行令第167条の2第1項第2号／取扱規程第2条(3)該当)	総務課
4	水力発電設備点検整備業務	水力発電設備点検整備	令和5年5月29日 ～ 令和6年3月27日 (令和5年5月29日)	旭川市パルプ町505番地の1 国策機工株式会社 旭川事業部 取締役旭川事業部長 堀田 健	858,000円	水力発電水車の作業場の経験、知識が特に必要で現場の状況等に精通した業者が1社のみのため。 (施行令第167条の2第1項第2号／取扱規程第2条(2)該当)	建設水道課 水道整備室
5	令和5年度移住定住パンフレット更新業務	パンフレット更新	令和5年6月1日～ 令和5年6月30日 (令和5年5月31日)	旭川市忠和5条8丁目3番1号 株式会社 須田製版旭川支社 支社長 茶山 一利	279,400円	版下が中間生成物となり、当該データの著作権・所有権は須田製版の所有物であり、他者への引継ぎができないため随意契約とした (施行令第167条の2第1項第2号／取扱規程第2条(3)該当)	住民生活課